

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	重油タンク入口ストレーナ出口圧力計に指示不良（指針欠損）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
2	1号機	補機冷却海水系ストレーナ（A）ベント弁（131）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	試料採取系原子炉給水ポンプ出口金属採取サンプリング流量計点検において、指示不良（流量不安定）が認められたため、当該流量計を交換	D	
4	2号機	中央操作室及び計算機室計算機取替において、プラントデータ（BOP）の表示に誤りが認められたため、是正及び対応検討	C	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系ポンプ（D）電動機点検において、ファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	
6	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用冷水ポンプ（A）点検において、インペラ内径とシャフト外径の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	ディーゼル駆動消火ポンプ入口弁もしくは出口弁にシートパスが認められたため、対応検討	D	
8	4号機	原子炉格納容器漏えい検査用温度検出器（T10）点検において、絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、当該検出器を交換	D	
9	4号機	換気空調系480Vパワーセンタ（B）交流電圧計点検において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該電圧計を修理	D	
10	4号機	主タービン湿分分離器（4）内部溶接線浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系ストレーナ差圧検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）海水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	5号機	中央操作室換気空調系冷凍機（A）に「油圧低」によるトリップが認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	送電盤室双葉線1号記録計盤オシログラフ装置に警報発生が認められたため、装置を点検・修理	D	
15	5号機	炉心スプレイ系A系スイッチ付差圧指示計（ヘッド・炉心下部格子板間）に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理	C	
16	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系ポンプ（A）出口圧力計元弁保温材よりリーク（1滴／4秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉設備直流電源充電器用蓄電池点検において、電槽部にひび（6台）が認められたため、当該部を修理及び対応検討	C	
18	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉（B）炉底及び炉底蓋に燃焼灰が付着したため、当該部を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで